

# 岡山市立学校園における 働き方改革推進方針

令和5年3月

岡山市教育委員会

# 目次

はじめに .....	1
1 推進方針の概要 .....	2
2 国における働き方改革の動向 .....	3
3 教員の特殊性 .....	3
4 本市のこれまでの取組状況 .....	4
5 本市の教員の勤務状況 .....	6
6 働き方改革アンケート結果まとめ .....	7
7 推進方針の目標 .....	9
8 4本の柱とその取組事項 .....	10
9 推進方針の進行管理 .....	15

# はじめに

子どもたちは、自らの個性を磨き、選択と挑戦を繰り返し自立に向かって日々成長しています。しかしながら、社会を取り巻く環境の急激な変化に伴い、子どもたちの未来を予測するのは困難な状況にあります。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展やIoT(Internet of Things)・AI(人工知能)などの急速な技術革新など、社会構造や雇用環境が急激に変化しており、将来予測が困難になっている中で、さらに、新型コロナウイルス感染症という新たな課題の出現により、変化がさらに進んでいる状況です。

このため、学校園や教職員に対するニーズが複雑化・多様化しており、多種多様な業務に日々追われている教職員の長時間勤務の実態が明らかになっています。教職員が、心身ともに健康で生き生きとした姿を保ちながら自分の役割を果たしていくことができるよう、学校園における働き方改革を進めていくことが急務です。

岡山市教育委員会としては、全国に先駆けて平成27年4月から全校への学校業務アシスト職員の配置を行い、令和2年1月からは自動応答電話を一斉導入し、また令和2年4月には「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定めるなど、これまでも働き方改革に関する施策は必要に応じて実施してまいりました。

このような状況の中、働き方改革をさらに進める必要があると判断し、令和4年度、働き方改革ワーキンググループを再編成し、議論を重ね、教員の長時間勤務を見直す計画として、「岡山市立学校園における働き方改革推進方針」(以下「推進方針」という。)を策定しました。

推進方針では、学校園を魅力的で持続可能な環境にしていくため、働き方改革の様々な取組を示しています。今後、学校園と教育委員会がそれぞれの役割を理解し、これらの取組を確実に進め、教員の長時間勤務を見直すことで、負担軽減につながるとともに、教育の質の向上を図ることができるよう改革を進めていきましょう。

令和5年3月  
岡山市教育委員会

# 1 推進方針の概要

## (1) 策定の目的

教職員の働き方を見直し、ワークライフバランスを実現することにより、自分自身の時間や家族との時間の充実、日々の生活や教職員人生を豊かにすることを旨とするとともに、教育の質の向上を図ります。

そのためにも、教職員の長時間勤務の縮減と負担軽減の取組を推進し、心身ともに健康で生き生きと働くことのできる職場環境づくりを目指します。

## (2) 期間

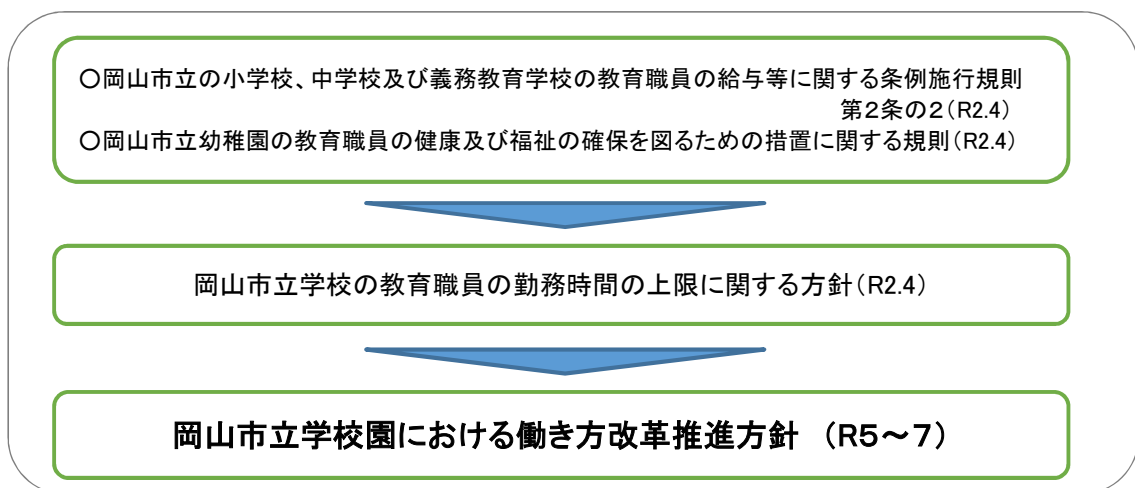
令和5年度から令和7年度の3年間とします。

## (3) 対象

岡山市立の幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校を対象とします。

## (4) 位置付け

教育委員会の規則である「岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例施行規則第2条の2」、「岡山市立幼稚園の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」及び「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を踏まえ、必要な推進方針として位置付けるとともに、勤務時間を意識しながら働き方改革を進めていきます。



なお、令和3年3月に策定された「第2期岡山市教育大綱」に即した計画である「第3期岡山市教育振興基本計画」(令和4年3月策定、令和4年度から令和8年度までの5年間)の政策5「学校園の教育環境の充実」、政策5-1「教職員の資質・能力の向上と支援体制の充実」の趣旨に沿って、教職員がやりがいを感じられるよう、支援体制の充実に努めます。

## 2 国における働き方改革の動向

平成31年1月25日に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられました。

国においては、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されたほか、平成31年3月に文部科学省事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が発出されるなど、取組の強化が求められました。この後、令和2年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、第7条に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他 教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示され教育職員の勤務時間の上限が示されました。岡山市教育委員会としても、これらに基づいて、規則改正や「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の策定を行いました。

その後、文部科学省からは、「全国の学校における働き方改革事例集」が令和3年3月に発出され、令和4年2月には改訂が行われました。その中で、「学校における働き方改革は、何か一つやれば解決するという特効薬があるわけではないため、小さな取組を積み重ねることが必要です。」とされています。

## 3 教員の特殊性

本市では労働基準法及び岡山市の条例及び規則等に基づいて時間外勤務時間の上限設定をしていますが、その対象となるのは時間外勤務命令を受けて勤務する職員の勤務時間です。教員以外の学校園の職員はいわゆる36協定に基づいて上限規制が適用されています。

教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の規定により、いわゆる「超勤4項目」に定められている項目以外で時間外勤務を命じることはできないとされています。また、「現行法上では、超勤4項目以外の勤務時間外の業務は、超勤4項目の変更をしない限り、業務内容の内容にかかわらず、教員の自発的行為として整理せざるをえない。」とされ、「勤務時間外で超勤4項目に該当しないような教職員の自発的行為に対しては、公費支給はなじまない。」とされていることから、給料の4%に相当する「教職調整額」が、包括的に評価するものとして一律に支給されていることを理由に、時間外勤務手当を支給しない整理とされています。

このような、教員の特殊性がある中で、必要な学校園の校務・園務として行う業務は、職務として勤務しているものであり、時間外勤務手当の支給がないからといって、勤務時間が長くても問題ないということにはなりません。この点も踏まえて、長時間勤務の解消を図るため、働き方改革を推進していく必要があります。

## 4 本市のこれまでの取組状況

岡山市では、働き方改革の観点から、これまでも下記のような様々な取組を行ってきました。

時期	取組	内容
H 7 年 4 月	スクールカウンセラーの配置	登校への不安を感じている児童生徒及びその保護者へのカウンセリングや、教職員への助言及び教育相談の技法の研修等を行う
H14 年 4 月	小1グッドスタート(県)の配置	平成 23 年からは岡山っ子スタート・サポーターへ名称を変更し、小学校生活の円滑なスタートを切るとともに、学習及び生活の規律の確かな定着が図られるように、年間を通じて生活指導や学習指導に当たる教育支援員を配置
H21 年 4 月	習熟度別サポーターの配置	落ち着いた環境で、個々の実態に合った授業を受けることができるよう習熟度別サポーターを配置
H22 年 4 月	不登校児童生徒支援員の配置	不登校出現率を抑制するため、子どもたちに積極的にかかわる意欲のある人材を学校に配置
H22 年 4 月	特別支援教育支援員の配置	学校園生活や学校園行事における支援や介助、周囲の幼児児童生徒の障害に対する理解の促進等の業務を行う
H22 年 12 月	文書受信システムの整備	市教委から学校園への公文書等の送付(電子ファイル)について、独自システムを利用することにより、学校園の文書受付事務の負担軽減
H24 年 4 月	学校問題相談窓口の設置	市内在住の幼児及び児童生徒、保護者、教職員を対象に、不登校やいじめ等に関して、面接等による教育相談に応じたり、児童生徒の集団への適応性を高めるための指導、支援
H25 年 6 月	ICT ヘルプデスクの設置	校務の情報化や児童生徒の学習が効率的・効果的に行われるようにインターネット環境をサポートするため、ICT ヘルプデスクを設置
H26 年 3 月	校務用コンピュータの整備	市内全学校で普通教室及び特別教室での高速大容量通信が可能になるよう ICT 環境を整備
H26 年 4 月	質問紙調査の実施	不登校と問題行動の未然防止や早期発見
H26 年 10 月	総合教育調査	各学校園のアンケート調査集計業務を代行
H26 年 10 月	校務支援システムの整備	メールのグループ機能を活用して、文書等の一斉送付ならびに紙媒体のデータ化により、ペーパーレス化、文書送付作業が省力化。また、校務管理・学籍管理を一元化したことで登録された生徒情報と出欠や成績の引継ぎが省略化
H27 年 4 月	学校業務アシスト職員の配置	教員の事務処理等の業務軽減
H29 年 8 月	学校園閉庁日の設定	8 月 13 日から 8 月 15 日(試行)
H30 年 4 月	教育支援アドバイザーの配置	暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止に参画するとともに、組織的な対応力を高めるために、教職員と連携して生徒指導及び特別支援教育等の校内体制づくりを支援



H30年 6月	部活動指導員の配置	教員の負担軽減・部活動の充実を図るために部活動指導員を配置
H31年 1月	部活動ガイドラインの策定 (休養日週2日等)	部活動のあるべき姿を明確にし、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにするために策定
H31年 4月	学習支援ソフトの導入	教員の教材作成の負担軽減
R 2年 1月	自動応答電話の導入	勤務時間外の負担軽減→意識改革
R 2年 3月	勤務時間の上限に関する方針の策定	勤務時間を意識した業務の役割分担や適正化、必要な執行環境の整備や健康管理
R 2年 8月	通信型研修の実施	可能な限り、オンライン研修と取り入れ、出張に係る時間の削減
R 3年 4月	土曜授業の見直し	振替休業日を設けない土曜授業の廃止
R 3年 4月	打刻システムの導入	客観的な在校等時間(勤務時間)の把握
R 3年 5月	ICT支援員の配置	教員が授業でICTを活用することができるように、教員のICT活用をサポートするICT支援員を全市立学校へ配置
R 3年 6月	就学援助申請受付業務見直し	教職員の申請受付業務を軽減するため、原則教育委員会への郵送へ変更

# 5 本市の教員の勤務状況

時間外在校等時間(※)の推移は、以下のとおりです。

幼稚園・小学校は大きな変化はみられませんが、中学校は減少傾向にあります。これまでの取組の効果であると考えられ、引き続き、時間外在校等時間を引き下げていく取組が必要です。

年次休暇については、令和2年度から、年次休暇の5日間の取得が実質的に義務付けられていることが増加要因だと考えられます。引き続き、年次休暇を取得しやすい環境の整備が必要です。

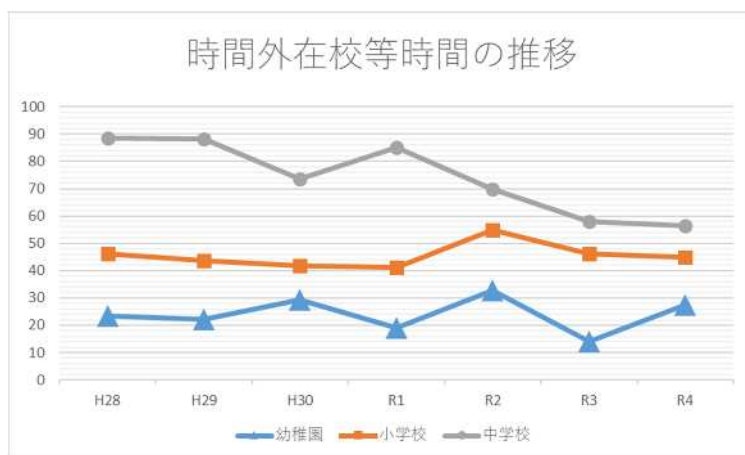
(※)時間外在校等時間については、幼稚園も含む。

## ①時間外在校等時間の推移

時間外在校時間（1月当）の推移 (単位：時間)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
幼稚園	23.4	22.2	29.2	18.9	32.7	13.9	27.6
小学校	46.3	43.8	41.9	41.3	54.9	46.3	45.0
中学校	88.6	88.4	73.7	85.2	69.9	58.0	56.6

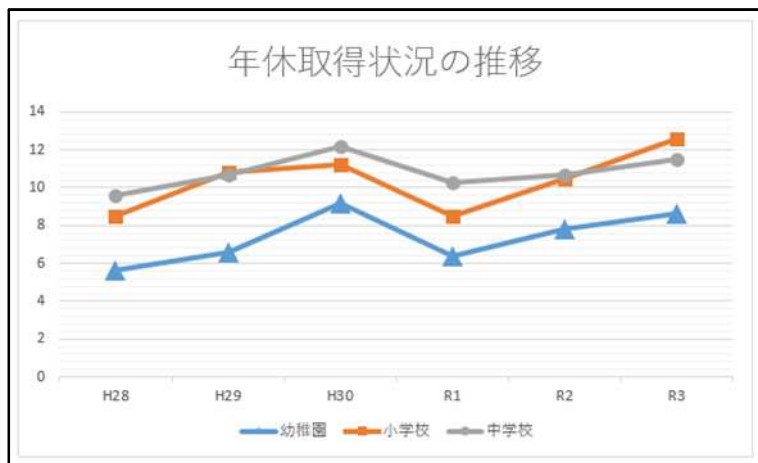
(対象月：10月の勤務実態調査)



## ②年休取得の推移

年休取得日数（年平均）の推移 (単位：日)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼稚園	5.6	6.6	9.2	6.4	7.8	8.6
小学校	8.5	10.8	11.2	8.5	10.5	12.6
中学校	9.6	10.7	12.2	10.3	10.7	11.5





## 6 働き方改革アンケート結果まとめ

令和4年7月、岡山市立学校園に所属する教員に「働き方改革アンケート」を実施しました(詳細は別冊参照)。その中から以下の意見が多数寄せられました。(※「特にない」の項目を除く)

### 日常的に負担感、多忙感が大きい業務のうち、最も解消してほしい業務

幼稚園	1位 調査・報告書等対応
	2位 各種会計事務
小学校	1位 調査・報告書等対応
	2位 各種会計事務
中学校	1位 部活動・クラブ活動等
	2位 調査・報告書等対応
高等学校	1位 その他校務に係る業務
	2位 各種会議(職員会議・ケース会議等)

### 勤務時間外に在校する主な要因

幼稚園	1位 授業準備
	2位 調査・報告書等対応
小学校	1位 授業準備
	2位 提出物や成績の処理
中学校	1位 部活動・クラブ活動等
	2位 授業準備
高等学校	1位 提出物や成績の処理
	2位 部活動・クラブ活動等、授業準備

### もっと効率化が可能と思う業務

幼稚園	1位 調査・報告書等対応
	2位 各種会計事務
小学校	1位 調査・報告書等対応
	2位 各種会議(職員会議・ケース会議等)
中学校	1位 調査・報告書等対応
	2位 各種会議(職員会議・ケース会議等)
高等学校	1位 調査・報告書等対応
	2位 学年・学級経営に係る業務

### もっと時間をかけたいと思っている業務

幼稚園	1位 教材等の研究(自己研鑽)
	2位 授業準備
小学校	1位 授業準備
	2位 児童・生徒指導対応
中学校	1位 授業準備
	2位 児童・生徒指導対応
高等学校	1位 授業準備
	2位 教材等の研究(自己研鑽)

### 外部人材の活用により負担軽減できると思う業務

幼稚園	1位 印刷業務
	2位 徴収金等の管理
小学校	1位 印刷業務
	2位 調査・アンケートの回答・集計等
中学校	1位 印刷業務
	2位 部活動等の指導
高等学校	1位 部活動等の指導
	2位 徴収金等の管理

### 地域の方の協力により負担軽減できると思う業務

幼稚園	1位 登下校の指導
	2位 地域連携の連絡調整
小学校	1位 登下校の指導
	2位 下校後の見回り・補導
中学校	1位 登下校の指導
	2位 下校後の見回り・補導
高等学校	1位 部活動等の指導
	2位 地域連携の連絡調整

# 7 推進方針の目標

## <目標>

推進方針に基づき、働き方改革を推進することにより、最終年度(令和7年度)の学校園における目標値として、以下の数値目標を設定します。

### 目標1 時間外在校等時間が月45時間を超える教職員ゼロを目指します。

#### <当面の目標>

令和5年度に時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。

令和6年度に時間外在校等時間が月60時間を超える教職員をゼロにします。

令和4年度	全体(166校園)
80時間超	426人 (11.5%)
60時間超	1153人 (31.1%)
45時間超	1933人 (52.1%)

(毎年10月の勤務実態調査による)

### 目標2 教職員の年次休暇取得率を70%とします。

	R1	R2	R3
年次休暇取得率	47.2%	52.7%	60.9%

### 目標3 ストレスチェックの総合健康リスクを全学校園平均で85以下とします。

	R1	R2	R3	R4
総合健康リスク	89	88	89	89

#### (数値・文言の定義)

- 時間外在校等時間：在校時間から正規の勤務時間及び自己研鑽の時間を差し引いた時間。
- 年次休暇取得率：該年度の職員の休暇付与日数(1人当たり20日付与)の合計に対する、該年度の職員の年次休暇取得日数の合計の割合とする。
- 月の時間外時間数(45、60、80時間)
  - 月45時間：労基法上の残業時間の上限時間。
  - 月60時間：労基法上超えれば割増賃金引上げの対象となる時間。
  - 月80時間：いわゆる過労死ラインといわれる時間。
- ストレスチェック：労働安全衛生法で実施が義務付けられているもの。

## 8 4本の柱とその取組

学校園における働き方改革を推進するための取組について、働き方WG会議で議論を重ね、各メンバーや校長会・園長会からの意見を聞きながら4本の柱を定めました。

教育委員会と各学校園が両輪となり、これらの4本の柱に基づいた視点から様々な取組を進めることにより、教職員の負担軽減につなげていきます。

### <4本の柱>

柱1: 学校園における業務の効率化

柱2: 学校園における業務の標準化、平準化

柱3: 部活動等と教育課程の抜本的な見直し

柱4: 教職員の意識改革と健康保持



### 柱1: 学校園における業務の効率化

#### 視点1 会議の見直し、資料のペーパーレス化

**取組①** 会議議題や内容の精選のため、通知のみで終わる場合は、校務支援システム(C4th)の活用を推奨します。【学校】

**取組②** 会議資料は、事前の情報共有により、可能な限りペーパーレスに努めます。【学校園】

#### 視点2 校務支援システム等の有効活用の徹底

**取組①** 校務・園務分掌事務の効率化のため、学校園内で作成、使用したデータを保存、共有することを推奨します。【学校園】

**取組②** 学校園内で指導案・教材を、可能な限りデータ化し、共有化、有効活用することにより、保育・授業準備の効率化に努めます。【学校園】

**取組③** 全体で共有可能な教材のデータベース化を行い、効果的、効率的な活用を図ります。

【市教委】【学校】

#### 視点3 教育環境の整備

**取組①** 職員室の備品や文書を含めて整理整頓を行い、使いやすい職員室になるように努めます。【学校園】



**取組②** 学校業務アシスト職員の効果的な活用方法を共有することにより、教員の事務の負担軽減に努めます。【市教委】【学校】

#### 視点4 調査・報告書等の見直し

**取組①** アンケートの内容によっては、校務支援システムや1人1台端末のアンケート機能(Google Forms)を活用することにより、アンケートの効率的な実施を図ります。【市教委】【学校】

**取組②** 調査・報告等の実施時期、回数等の見直しなどについて、教育委員会事務局内の徹底を図ります。【市教委】

#### 視点5 ICTを活用した効率化

**取組①** 就学援助関係の事務について、教育委員会事務局との役割分担を見直すなど、事務改善を検討します。【市教委】【学校】

**取組②** 可能な教科については、デジタル教科書を活用することにより、授業準備時間の短縮につなげます。【市教委】【学校】

**取組③** 市内学校間の顔が見えるオンラインの打ち合わせ用のツールとして1人1台端末の機能(Google Meet)を内容に応じて活用し、オンライン研修を効果的に取り入れるなど会場までの移動時間を削減します。【市教委】【学校】

**取組④** 給食費の公会計化にあたり、システム導入によるメリット・デメリットを踏まえて、他の会計についてもシステム化を検討します。【市教委】【学校】

**取組⑤** 電話による欠席連絡でなく、ICTを活用したシステムを導入します。【市教委】

**取組⑥** 保護者への文書等の送付について、紙媒体でなく電子ファイルとして送付できるよう、利便性や使いやすさの観点から、ICTを活用したシステムを導入します。

【市教委】【学校】

**取組⑦** 学校のホームページの作成について、どういった方法が適切なのかも含め、あり方を検討します。【市教委】

#### 視点6 地域や外部との協力による業務の負担軽減

**取組①** 教員の負担になっている業務のうち、必ずしも教員が担う必要のない業務については、地域連携や外部委託などを検討します。【市教委】【学校園】

**取組②** 全ての中学校区にある学校運営協議会において、学校運営に関する理解を深め、学校園・地域・家庭の連携に努めます。【市教委】【学校園】

**取組③** 「学校支援ボランティア」の周知拡大を行い、学校に関わるボランティアの拡大を図ります。【市教委】

**取組④** 学校施設開放に関する事務について、デジタルを活用して効率化していきます。

【市教委】【学校】

## 柱2: 学校園における業務の標準化、平準化

### 視点1 好事例集の水平展開による標準化

**取組①**各学校園の好事例を集めた「令和4年度岡山市立学校園の働き方改革好事例集」を広く周知し、好事例の水平展開、標準化を図ります。【市教委】【学校園】

### 視点2 学校園内の業務負担の差異の解消による平準化

**取組①**校務・園務分掌業務が一部の教員に集中しないよう平準化を図ります。また、繁忙時、不在時の校内のサポート体制を構築するため、年度の途中でも校務・園務分掌の見直しに努めます。【学校園】

**取組②**校務・園務分掌の構成を、経験者と若手のバランスを考慮して編成することにより、業務内容の詳細について、若手が経験者から積極的に学べる環境を整備します。【学校園】

**取組③**長期休業等を活用し、閑散期に繁忙期の準備を行うなど、年間の業務量の平準化に努めます。【学校園】

## 柱3: 部活動等と教育課程の抜本的な見直し

### 視点1 現在のガイドラインの徹底

**取組①**大会等の参加で、やむを得ず平日や週末に活動した場合は、必ず代替休養日を確保します。ただし、試験週間など、本来部活動のない期間への名目上の代替えは行わないようにします。【学校】

**取組②**平日1日以上、土日1日以上の一部位活動デー(休養日)の設定を徹底します。【学校】

### 視点2 現在のガイドラインの解釈の統一

**取組①**一日の活動時間を平日2時間以内、週末を含む休業日は3時間以内にします。ただし、始業前の活動は一日の活動時間に含むこととします。  
また、週末を含む休業日に実施する練習試合については、半日で収まるよう、参加校数や試合方法等を工夫します。【学校】

**取組②**部活動の活動時間は、ミーティング等活動外時間は含まないが、可能な限り短い時間での設定となるよう工夫します。【学校】



働き方改革アンケート調査に回答いただいた中学校の先生の「最も負担感・多忙感を解消してほしい」項目で1位でした。



### 視点3 各種記録会等の見直し

**取組①**全市の各種記録会等について関係団体と協議しながら、あり方も含め、検討します。

【市教委】【学校】

### 視点4 教育課程の抜本的な見直し※

※「教育課程の抜本的な見直し」は、各学校の教育目標の実現を目指しつつ、時程や学校行事等のあり方について検討するという趣旨です。

**取組①**管理職がリーダーシップを取り、1日の時間の使い方を見直すなど、教育課程の抜本的な見直しを行います。【学校園】

**取組②**学校園行事については、それぞれの行事のねらいに沿って、実施時期・方法や時間数について見直します。【学校園】

**取組③**会議は開始・終了時間を事前に周知し、原則、勤務時間内に終了かつ1時間以内とするなど時短に努めます。【学校園】

**取組④**降園後の職員会議・研修等は、原則、勤務時間内に終了かつ50分以内及び連絡会は週5回未満とし、効率的な運用に努めます。【幼稚園】

## 柱4:教職員の意識改革と健康保持

### 視点1 教職員の意識改革

**取組①**自動応答電話導入の意義を今一度確認し、勤務時間を意識して業務を行います。

【学校】

**取組②**打刻システム導入により見える化した自身の在校時間について、タイムマネジメントを意識し計画的に業務ができるように努めます。【学校園】

**取組③**教員の働き方改革に関する研修を開催し、意識改革を図ります。【市教委】

## 視点2 健康保持と心理的負担の軽減

**取組①** 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員を中心に、オンラインも活用して産業医面談を実施することにより、現在抱えている仕事面や体調面での課題を再認識し、心理的負担の軽減を図ります。【市教委】

**取組②** 毎年行うストレスチェックで、個人や集団のストレス要因を確認することにより、職場環境の改善につなげます。【学校園】【市教委】

## 視点3 ワークライフバランスの共有

**取組①** 定時退校・退園日を、学校園又は学年単位などで設定し、月1回以上実施できるよう、仕事と私生活のバランスに努めます。【学校園】

**取組②** 全体の定時退校・退園日以外に、各自で定時退校・退園日を設定し、予定表に記載するなど教職員間で共有し、定時退校・退園しやすい職場環境の整備に努めます。【学校園】

## 視点4 休暇取得の促進

**取組①** 夏季の閉庁日を拡大し、5日の連続した学校園閉庁日を試行実施します。  
なお、この期間中は、市教委からの調査等の依頼送付や提出期限の設定等に配慮します。【市教委】

**取組②** 1ヶ月または2か月に1回ローテーションで教職員全員半日以上の休暇を取得する環境を整備するなど、職員の健康保持増進に努めます。【学校園】



## 9 推進方針の進行管理

教育委員会事務局は、4本の柱に関する取組のうち、その担当部分について積極的に検討を行うとともに、必要な環境整備に努めることとします。さらに、推進方針の3つの数値目標に対する達成状況と4本の柱に関する取組状況の評価について、毎年働き方改革アンケートを実施するとともに、「働き方改革ワーキンググループ会議」で検証し、必要に応じて教育委員会に報告するなど、推進方針の取組を改善しながら働き方改革を推進します。

また、学校園の働き方改革に理解を得るため、保護者、地域に対し、推進方針の内容について、広く情報発信に努めます。

各学校園においては、管理職を中心に、働き方改革の目的を共有し、推進方針を踏まえた各学校園の目標を立て、取組を行います。また、最終年を意識し、毎年検証を行いながら働き方改革を推進します。



岡山市立学校園における働き方改革推進方針  
策定 2023年3月  
岡山市教育委員会

---

(事務局) 教育総務部教育給与課  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
TEL 086-803-1572 FAX 086-803-1880  
ホームページ [https://www.city.okayama.jp/soshiki/6-1-2-0-0\\_2.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/6-1-2-0-0_2.html)